

地方税法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

一	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	一
二	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	六
三	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	八
四	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）による改正後）（抄）	十一
五	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	十二
六	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）による改正後）（抄）	二十九
七	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）	三十
八	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	三十二
九	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	三十三
十	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）	三十四
十一	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）	三十五
十二	空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）	三十六
十三	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	三十七
十四	自転車活用推進法（平成二十八年法律第一百三十三号）（抄）	三十八
十五	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	

律案による改正後）（抄）	三十九
十六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	四十
十七 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	四十一
十八 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案による改正後）（抄）	四十二
十九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後）（抄）	四十三
二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による改正後）（抄）	四十五
二十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	四十七
二十二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）	四十八
二十三 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）	五十二
二十四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）	五十三

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（退職所得）

第三十条 略

2 及び 3 略

4 第二項に規定する短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（前項第一号に規定する勤続年数のうち、次項に規定する役員等以外の者としての政令で定める勤続年数が五年以下であるものをいう。第七項において同じ。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであつて、次項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

5 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第七項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第二十五条第十五号（定義）に規定する役員

二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

6 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 及び 二 略

三 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 第三項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

7 その年中に一般退職手当等（退職手当等のうち、短期退職手当等（第四項に規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び特定役員退職手当等（第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）のいずれにも該当しないものをいう。以下この項において同じ。）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等があり、当該一般退職手当等に係る勤続年数、当該短期退職手当等に係る短期勤続年数又は当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数

に重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるとき(第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除の額がある場合、第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった同号に規定する源泉徴収税額がある場合又は第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納税額がある場合を除く。)は、第二百二十三条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

一 その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

二 第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用を受ける場合には、その年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額並びに同条第三項に規定する平均課税対象金額

三 第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第三章(税額の計算)の規定を適用して計算した所得税の額

四 第一号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(当該所得税の額のうちに、第二百二十七条第一項から第三項まで(年の中で出国をする場合の確定申告)の規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正を受けたことにより還付される金額そ

の他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号において「源泉徴収税額」という。）がある場合には、前号に掲げる所得税の額からその源泉徴収税額を控除した金額

五 その年分の予納税額がある場合には、第三号に掲げる所得税の額（源泉徴収税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納税額を控除した金額

六 第一号に掲げる総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額、雑所得に該当しない変動所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額及び一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得について源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額

七 その年において特別農業所得者である場合には、その旨

八 第一号から第六号までに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2／7 略

（還付等を受けるための申告）

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第一号から第三号までに掲げる金額がある場合には、次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第三百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号（確定所得申告）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

一 第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

二 第二百二十条第一項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同号に規定する源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

三 第二百二十条第一項第五号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた同条第二項に規定する予納税額がある場合には、その控除

しきれなかつた金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 及び 3 略

(年の中途で死亡した場合の確定申告)

第二百二十五条 略

2 居住者が年の中途において死亡した場合において、その者のその年分の所得税について第二百二十二条第一項又は第二項(還付等を受けるための申告)の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該所得税について第二百二十条第一項各号及び第二百二十二条第一項各号に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出することができる。

3 及び 5 略

(年の中途で出国をする場合の確定申告)

第二百二十七条 略

2 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百二十二条第一項(還付を受けるための申告)の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、その時の現況により第二百二十条第一項各号及び第二百二十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

3 及び 4 略

(源泉徴収義務)

第百八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第二十五条第十五号（定義）に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日まで
にその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項）

第四百十五条 エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第六十二条第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 略

（表示）

第四百十七条 経済産業大臣は、特定エネルギー消費機器等（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）第二条第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について、特定エネルギー消費機器等ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 次のイ又はロに掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項
- イ 特定エネルギー消費機器 エネルギー消費効率（特定エネルギー消費機器のエネルギー消費性能として経済産業省令（自動

車にあつては、経済産業省令・国土交通省令）で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）に関しエネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項

口
略

二
略

三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

- 一 車名及び型式
- 二 車台番号（車台の型式についての表示を含む。以下同じ。）
- 三 原動機の型式
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 使用の本拠の位置
- 六 取得の原因

2 6 略

（自動車の構造）

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 及び二 略

三 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）

四く九 略

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 自動運行装置

二十一 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2
略

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2
略

四 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）による改正後）（抄）

（定義等）

第二条 略

2 16 略

17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式等（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座（次条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（政令で定めるところにより特定口座に移管されたものを除く。）が上場株式等（前条第二項に規定する上場株式等をいう。以下第三十七条の十一の四まで、第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二において同じ。）に該当しないこととなつた内国法人が発行した株式又は公社債につき、当該上場株式等に該当しないこととなつた日以後引き続き当該特定口座を開設する金融商品取引業者等（同号に規定する金融商品取引業者等をいう。）に開設される特定管理口座（当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなつた内国法人が発行した株式又は公社債につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他の財務省令で定める要件を満たす口座をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び次項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている当該内国法人が発行した株式又は公社債をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債をいう。）が株式又は公社債としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれれみなして、この条、前条及び第三十七条の十二の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該特定管理株式等又は特定口座内公社債を発行した内国法人が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したとき。

二 前号に掲げる事実と類する事実として政令で定めるもの

25 略

(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)

第三十七条の十一の四 略

2 前項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、金融商品取引業者等の営業所に開設されている居住者又は恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により譲渡があつたものとみなされたものを除く。以下この項及び次項において「対象譲渡等」という。)が行われた場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額(次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。)が第二号に掲げる金額(次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。)を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額(特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イにおいて同じ。)の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額(その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。同号イにおいて同じ。)の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額(次号ロにおいて「差益金額」という。)の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額(同号ロにおいて「差損金額」という。)の総額を控除した金額

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)

イ その年において当該対象譲渡等の時の前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益金額の総額か

ら当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、当該源泉徴収選択口座において、その年中に行われた対象譲渡等により当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合又はその年中に行われた対象譲渡等につき特定費用の金額（その者が締結した金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約に基づき当該金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち当該対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額でその年十二月三十一日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）において前項第一号イに規定する取得費等の金額の総額並びに同号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいう。以下この項において同じ。）がある場合には、その都度、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額又は当該特定費用の金額（当該特定費用の金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

4 及び 5 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第四十一条の十七 医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤（次項第一号において「医療用薬剤」という。）との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下第三項までにおいて同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。次項各号において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおけるその年分の所得税法第七十三条第三項に規定する医療費控除については、その者の選択により、同

条第一項中「各年」とあるのは「平成二十九年から令和八年までの各年」と、「医療費を」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二十万円」とあるのは「八万八千元」として、同項の規定を適用することができる。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（租税特別措置法第四十一条の十七第一項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

2 前項に規定する特定一般用医薬品等購入費とは、次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）である一般用医薬品等の購入の対価をいう。

一 次に掲げる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として政令で定めるもの

イ その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。ロ及び次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

二 その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（同号に掲げる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

3 令和四年一月一日から、同日から令和八年十二月三十日までの間において政令で定める日までの期間内に行つた第一項の居住者の一般用医薬品等の購入の対価の支払につき、同項の規定を適用する場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）」とあるのは、「特に高いもの」とする。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内新規雇

用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において第一号に掲げる要件を満たすときは、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該法人の当該事業年度の控除対象新規雇雇用者給与等支給額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該事業年度において第二号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該法人の新規雇雇用者給与等支給額からその新規雇雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上であること。

二 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項第八号において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

2 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十二号において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設

立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該中小企業者等の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該中小企業者等が、当該事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度 設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度をいう。

二 国内新規雇用者 法人の国内雇用者のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していな

いものとして政令で定めるものをいう。

三 略

四 控除対象新規雇用者給与等支給額 法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てると他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一号に規定する本店等を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。第十二号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てると他の雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てると他の雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

五 新規雇用者給与等支給額 法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一号第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てると他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）をいう。

六 新規雇用者比較給与等支給額 法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合 当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ 前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。） その月数に応じ政令で定めるところ

により計算した金額

七及び八 略

九 国内雇用者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

十 雇用者給与等支給額 法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十一 比較雇用者給与等支給額 法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合 当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）

ロ 前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。） その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十二 控除対象雇用者給与等支給増加額 中小企業者等の雇用者給与等支給額から当該中小企業者等の比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該中小企業者等の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

4 5 7 略

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の七 略

2 及び 3 略

4 青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフ

トウエアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）からその事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）につき第二項の規定の適用を受けないときは、支出年度の所得に対する調整前法人税額から当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「繰延資産税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の支出年度における繰延資産税額控除限度額が、当該法人の当該支出年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正

する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことをないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額からその事業の用に供した当該生産工程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額（以下この項において「生産工程効率化等設備等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7及び8 略

9 第四項から第六項までの規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第四項から第六項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の取得価額を限度とする。

10 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第四項から第六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の六 連結法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項第七号において「連結親法人事業年度」という。）が平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において第一号に掲げる要件を満たすときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額の合計額（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該連結事業年度において第二号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該連結親法人及びその各連結子法人の新規雇用者給与等支給額の合計額から新規雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の二以上であること。

二 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項第七号において同じ。）の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の二十以上であること。

2 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人で同項第七号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう

。以下この項及び次項第十一号において同じ。）に該当するものに限る。）が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成三十四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において当該中小連結親法人及び当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の合計額（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該連結事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小連結法人税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該中小連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額から当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該中小連結親法人が、当該連結事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内新規雇用者 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の国内雇用者のうち当該連結親法

人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

二 略

三 控除対象新規雇用者給与等支給額 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、各連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額をいう。第十一号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

四 新規雇用者給与等支給額 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）をいう。

五 新規雇用者比較給与等支給額 連結親法人又は適用年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合 当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月

数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額)

ロ 前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合(イに掲げる場合を除く。) その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

六及び七 略

八 国内雇用者 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人(当該連結親法人又はその連結子法人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。))と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。)のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

九 雇用者給与等支給額 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十 比較雇用者給与等支給額 連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度(ロにおいて「前連結事業年度」という。)の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額)をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合 当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額)

ロ 前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合(イに掲げる場合を除く。) その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

十一 控除対象雇用者給与等支給増加額 中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該中小連結親法人又はその連結子法人の雇用者給与等支給額から当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較雇用者給与等支給額を減算した金額(当該金額が当該中小連結親法人又はその連結子法人の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額)をいう。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の七 略

2及び3 略

4 認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品(産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことをないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額(第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。)から、当該認定連結親法人の税額控除限度額(その事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額(対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)の百分の三(情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五)に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産(以下この項において「事業適応繰延資産」という。)につき第二項の規定の適用を受けないときは、支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該認定連結親法人の繰延資産

税額控除限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の繰延資産税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該支出年度における繰延資産税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該支出年度の法人税額基準額（当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該調整前連結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰延資産税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備等につき第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の生産工程効率化等設備等税額控除限度額（その事業の用に供した当該生産工程効率化等設備等の基準取得価額の百分の五（当該生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の生産工程効率化等設備等税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における生産工程効率化等設備等税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年

度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その生産工程効率化等設備等税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

7 略

8 第一項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

9 略

10 第四項から第六項までの規定は、連結確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第四項から第六項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備等の取得価額を限度とする。

11 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第四項から第六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の七第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

12 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）による改正後）（抄）

（区分所有者集会の特例）

第百六条 第百二条第一項の認定（同条第二項第一号から第三号までのいずれかに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。）を受けた場合には、特定要除却認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）の区分所有者は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができる。

七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（農用地利用集積等促進計画の作成）

第十七条の十九 略

2 農用地利用集積等促進計画には、当該計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 賃借権の設定等 次に掲げる事項

イ 賃借権の設定等を受ける者（第十七条の三十一において読み替えて準用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第一項前段に規定する場合及び農地中間管理機構が所有権を有する農用地等について賃借権の設定等を行う場合を除き、農地中間管理機構に限る。）の氏名又は名称及び住所

ロ イに規定する者が賃借権の設定等（その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。次項第二号において同じ。））、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。へにおいて同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ハ イに規定する者にロに規定する土地について賃借権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

ニ イに規定する者が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合における借賃並びにその支払の相手方及び方法

ホ イに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法

ヘ イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

ト その他農林水産省令で定める事項

二及び三 略

3及び4 略

(農用地利用集積等促進計画の公告)

第十七条の二十 福島県知事は、農用地利用集積等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係市町村及び関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

八 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成）

第百九条の七 市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として居住誘導区域等権利設定等促進事業を行おうとするときは、当該居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する計画（以下「居住誘導区域等権利設定等促進計画」という。）を作成することができる。

2 及び 3 略

九 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

附 則

（機構の行う会社の土地の取得等の業務）

第七条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により承継されたものであつて、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

二 及び三 略

2 5 略

十 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 略

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 及び二 略

- 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 及び 3 略

十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者という。

二 二十九 略

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 4 略

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 6 略

十二 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

附 則

（共用空港における基本方針等）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2
略

十三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（特定船舶導入促進基本方針）

第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第五号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

2／4 略

（認定の取消し）

第三十九条の二十三 国土交通大臣は、第三十九条の二十四第四項の認定を受けた特定船舶導入計画（同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

十四 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）（抄）

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2
略

十五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（定義）

第二条 略

2～5 略

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7～9 略

（認定事業者に対する助言及び指導）

第十五条 都道府県知事等は、第十一条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

十六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第二十五条の十 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2 及び 3 略

（認定事業者に対する助言及び指導）

第二十五条の十四 公共下水道管理者は、第二十五条の十第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

十七 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）（所得税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例）

第六条の二 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特別特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特別特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした住宅被災者が、これらの特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項（令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間にあつては、前条第一項又は第三項の規定により適用する場合を含む。）の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第十一項第一号及び第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第十三項及び第十六項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第五項第一号及び第十三条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同条第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

十八 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案による改正後）（抄）

（定義）

第二条 略

2 略

14 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとシテ経済産業省令で定めるものをいう。

15 略

（先端設備等導入計画の変更等）

第五十三条 略

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて先端設備等導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 略

十九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 七 略

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路（第二十条の二第一項において「主要電線路」という。）と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。）及び同項の指定区域（ロ及び第二十一条第三項第一号において「離島等」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に应ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「最終保障供給」という。）

ロ その供給区域内に離島等がある場合において、当該離島等における一般の需要に应ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「離島等供給」という。）

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 略

十一の二 配電事業 自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給

を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一の三 配電事業者 配電事業を営むことについて第二十七条の十二の二の許可を受けた者をいう。

十二及び十三 略

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 略

十五の二 特定卸供給 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三 特定卸供給事業 特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五の四 特定卸供給事業者 特定卸供給事業を営むことについて第二十七条の三十第一項の規定による届出をした者をいう。

十六～十八 略

2～4 略

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。

3 及び 4 略

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6 この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

7 及び 8 略

9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

10 及び 13 略

（兼業の制限）

第五十四条の二

一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。第八十条の二及び第百九十六条第四号において同じ。）を営

んではない。

二十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 二十八 略

二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

三十 三十四 略

（吸収分割契約の締結）

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）

第七百五十八条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割をする会社（以下この編において「吸収分割会社」という。）及び株式会社である吸収分割承継会社（以下この編において「吸収分割承継株式会社」という。）の商号及び住所

二 八 略

二十二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の七 略

十二の七の二 通算法人 通算親法人及び通算子法人をいう。

十二の七の三 四十四 略

（外国税額の控除）

第六十九条 略

2 15 略

16 前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 通算法人又は当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 第六十四条の五第八項（損益通算）の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

17 19 略

20 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項

の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 略

三 地方法人税法第十二条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

21
30 略

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものにあつては、通算子法人に限る。次条及び第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたものの以外のもので設立後最初の事業年度、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度及び当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。第七十二条第一項において同じ。）が六月を超える場合（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）開始の日以後六月を経過した日（以下この条において「六月経過日」という。）から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十九条第十八項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2／5 略

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条 内国法人である普通法人が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第七十一条第一項各号（中間申告）に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第四項に規定する災害損失金額がある場合を除く。）、第二号に掲げる金額が第七十一条の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合又は当該普通法人が第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人である場合は、この限りでない。

一 当該所得の金額又は欠損金額

二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）（第六十七条（特定同族会社の特別税率））、第六十八条第三項（所得税額の控除）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2／6 略

(確定申告)

第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額
- 三 第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
- 四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
- 五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 及び 3 略

二十三 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（抄）

（国税等の徴収及び収納）

第九条 略

2 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五条から第八条までの規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定中「歳入」とあるのは「国税等」と、同法第五条及び第六条中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と読み替えるものとする。

二十四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）

第六条 歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならぬ。